

締約国に関する情報 KE	ケニア 一般情報	附属書 B1 KE
国内官庁の名称	Kenya Industrial Property Institute (ケニア工業所有権機関)	
所在地	KIPI Centre, 17 Kabarsiran Avenue, Off Waiyaki Way, Lavington, Nairobi, Kenya	
郵便のあて名	P. O. Box 51648-00200, Nairobi, Kenya	
電話番号	(254-20) 600 22 10, 600 22 11, 600 63 26, 600 63 29, 600 63 36, 238 62 20 (254-70) 200 20 20, (254-73) 600 20 20 (携帯電話)	
電子メール インターネット	info@kipi. go. ke www. kipi. go. ke	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	電子メール	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付された書類が国際出願又は国際出願の補正若しくは訂正を含む差替用紙の場合には、送付の日から1箇月以内に提出 他の書類の場合には、請求がない限り提出義務はない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL又はSky Courier Internationalの配達サービスを条件とする。	
ケニアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、ケニア工業所有権機関、ARIPO事務局又はWIPO国際事務局(附属書C参照)	
ケニアが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	国内保護:ケニア工業所有権機関(国内段階参照) ARIPO保護:ARIPO事務局(国内段階参照)	
ケニアを選択できるか?	できる(PCT第二章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内:特許, 実用新案 ARIPO:特許, 実用新案(実用新案は, ARIPO特許に代えて又はARIPO特許に加えて求めることができる)	
国際型調査に関するケニアの規定	2001年工業所有権法第43条	

[次頁に続く]

K E	ケニア (続き)	K E
国際公開に基づく仮保護	<p>国内特許を目的とする指定の場合： 特許付与の前で、英語で国際公開が行われた日以後に行われた行為に関して救済を求めることができる。国際公開が英語以外の言語で行われた場合には、出願人が国際公開の英語の翻訳文を提出したことを条件に、侵害者が翻訳文を受領した後に行った行為についてのみ救済を求めることができる。</p> <p>ARIPO特許を目的とする指定の場合： なし</p>	
ケニアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
ケニアが指定されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あり（附属書L参照）	
ARIPO特許については、附属書B2のアフリカ広域知的所有権機関（AP）を参照		